

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 訪問介護（第2条－第7条）
- 第3章 訪問入浴介護（第8条－第12条）
- 第4章 訪問看護（第13条－第16条）
- 第5章 訪問リハビリテーション（第17条－第20条）
- 第6章 居宅療養管理指導（第21条－第24条）
- 第7章 通所介護（第25条－第35条）
- 第8章 通所リハビリテーション（第36条－第39条）
- 第9章 短期入所生活介護（第40条－第50条）
- 第10章 短期入所療養介護（第51条－第58条）
- 第11章 特定施設入居者生活介護（第59条－第65条）
- 第12章 福祉用具貸与（第66条－第70条）
- 第13章 特定福祉用具販売（第71条－第74条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 訪問介護

（電子情報処理組織を使用する方法等）

第2条 条例第9条（条例第47条において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者（条例第6条に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第30条に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

（2） 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第3条 訪問介護員等の行う指定訪問介護（条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。）の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1） 指定訪問介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- （2） 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助

言を行うこと。

(管理者及びサービス提供責任者の職務)

第4条 条例第29条第3項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、条例第11条に規定する居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助の目標及び内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(事業の運営についての重要事項)

第5条 条例第30条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域(条例第11条に規定する実施地域をいう。以下同じ。)
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第6条 条例第42条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護計画
- (2) 条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。)第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、条例第43条に規定する基準該当訪問介護の事業について準用する。

第3章 訪問入浴介護

(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第8条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護(条例第48条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)を行う場合に要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第9条 条例第49条に規定する訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

- (2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスを提供するごとに消毒したものを使用すること。

(事業の運営についての重要事項)

第10条 条例第57条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用についての留意事項
- (7) 緊急時等における対応の方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第11条 条例第58条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第59条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第59条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第59条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 省令第54条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第12条 第2条及び第3条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。

2 第2条、第3条及び第7条から第10条までの規定は、条例第60条に規定する基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。

第4章 訪問看護

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第13条 条例第65条に規定する看護師等の行う指定訪問看護（条例第64条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護の技術をもって行うこと。
- (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (3) 特殊な看護等は行わないこと。

(事業の運営についての重要事項)

第14条 条例第77条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第15条 条例第78条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 条例第79条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第79条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第79条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 省令第74条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第16条 第2条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。

第5章 訪問リハビリテーション

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第17条 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の行う条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。
- (2) それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(事業の運営についての重要事項)

第18条 条例第87条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 条例第80条に規定する指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第19条 条例第88条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第89条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第89条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第89条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第83条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第20条 第2条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。

第6章 居宅療養管理指導

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第21条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導(条例第90条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 条例第95条第1項第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載し

た文書を交付するよう努めること。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者（条例第11条に規定する居宅会議支援事業者をいう。以下同じ。）若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うこと。

(3) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(4) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付すること。

(5) それぞれの利用者に対して提供した指定居宅療養管理指導の内容について速やかに診療録に記録すること。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(2) それぞれの利用者に対して提供した指定居宅療養管理指導の内容について速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、それぞれの利用者に対して提供した指定居宅療養管理指導の内容について速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告することとする。

（事業の運営についての重要事項）

第22条 条例第96条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（記録の整備）

第23条 条例第97条第2項の規則で定める記録等は、次のとおりとする。

- (1) 条例第98条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第98条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第98条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (4) 省令第91条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第24条 第2条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。

第7章 通所介護

（設備の基準）

第25条 条例第102条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により会話の内容が漏れないよう配慮されていること。

(被用者に負担させることが適当と認められる費用)

第26条 条例第103条第3項第3号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定通所介護(条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第27条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (2) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するとともに、認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(事業の運営についての重要事項)

第28条 条例第96条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員
- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第29条 条例第112条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 通所介護計画
- (2) 条例第113条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第113条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第113条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第105条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第30条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護の技術の進歩に対応し、適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (2) 条例第115条第2項に規定する指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供の方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- (3) 条例第115条第2項に規定する指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談、援助等

の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(事業の運営についての重要事項)

第31条 条例第127条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(安全・サービス提供管理委員会)

第32条 安全・サービス提供管理委員会は、おおむね6月に1回以上開催しなければならない。

(記録の整備)

第33条 条例第130条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 条例第129条第2項の検討の結果についての記録
- (3) 条例第131条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第131条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第131条において準用する第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 省令第105条の19において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第34条 条例第134条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により会話の内容が漏れないよう配慮されていること。

(準用)

第35条 第2条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。

2 第2条及び第29条の規定は、条例第132条に規定する基準該当通所介護の事業について準用する。

第8章 通所リハビリテーション

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第36条 指定通所リハビリテーション(条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の方針は、その提供に当たって、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するとともに、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えることとする。

(事業の運営についての重要事項)

第37条 条例第143条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
 - (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用についての留意事項
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
- (記録の整備)

第38条 条例第145条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画
 - (2) 条例第146条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 条例第146条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 条例第146条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
 - (5) 省令第119条において準用する省令第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第39条 第2条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。

第9章 短期入所生活介護

(設備の基準)

第40条 条例第151条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 指定短期入所生活介護事業所（条例第148条に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第168条において準用する条例第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第168条において準用する第110条に規定する訓練については、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第151条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第151条第3項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 前3項に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅を1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

（利用者に負担させることが適当と認められる費用）

第41条 条例第154条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用（介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり条例第148条に規定する指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合に要した費用を除く。）
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護（条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）

）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつてその利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第154条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

（入浴又は清拭^{しき}）

第42条 条例第157条第2項の規定による入浴又は清拭^{しき}は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

（事業の運営についての重要事項）

第43条 条例第164条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービスの利用についての留意事項
- (7) 緊急時等における対応の方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第44条 条例第165条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

- (1) 条例第148条の規定により省令第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
(記録の整備)

第45条 条例第167条第2項の規則で定める記録等は、次のとおりとする。

- (1) 短期入所生活介護計画
- (2) 条例第168条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第155条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (4) 条例第168条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 省令第140条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(設備の基準)

第46条 条例第171条第1項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア ユニット型指定短期入所生活介護事業所（条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第181条において準用する条例第168条において準用する条例第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第181条において準用する条例第168条において準用する条例第110条に規定する訓練については、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携に係る体制を整備すること。

2 条例第171条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 前2項に定めるもののほかユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 浴室は、要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (2) 廊下の幅を、1.8メートル（中廊下の幅にあつては、2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては、1.8メートル）以上とすることができる。
- (3) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (4) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (6) ユニット（条例第169条に規定するユニットをいう。以下同じ。）又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第47条 条例第173条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用（介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合に係る費用を除く。）
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの
(事業の運営について重要事項)

第48条 条例第178条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービスの利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応の方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(定員の遵守)

第49条 条例第180条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

- (1) 条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
(設備の基準)

第50条 条例第186条第1項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる基準に適合すること
 - ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
 - イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- (3) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 廊下 幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものとする。

第10章 短期入所療養介護

(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第51条 条例第193条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用（介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり条例第190条に規定する指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合に係る費用を除く。）
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護（条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第193条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(入浴又は清拭^{しき})

第52条 条例第198条第2項の規定による入浴又は清拭^{しき}は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第53条 条例第201条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第54条 条例第202条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（条例第190条に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第55条 条例第203条の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 短期入所療養介護計画
- (2) 条例第204条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 条例第194条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (4) 条例第204条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第204条において準用する条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 省令第155条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(利用者に負担させることが適当と認められる費用)

第56条 条例第208条第3項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (3) 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合に係る費用を除く。）
- (5) 理容又は美容に係る費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第208条第4項及び第5項の規則で定める費用は、前項第1号から第3号までに掲げる費用とする。

(事業の運営についての重要事項)

第57条 条例第213条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第58条 条例第215条の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所（条例第207条第1項に規定するユニット型短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

第11章 特定施設入居者生活介護

(設備に関する基準)

第59条 条例第220条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、

かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること

。

(入浴又は清拭^{しき})

第60条 条例第228条第2項の規定による入浴又は清拭^{しき}は、1週間に2回以上、適切な方法により行わなければならない。

(事業の運営についての重要事項)

第61条 条例第232条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 条例第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用についての留意事項
- (7) 緊急時等における対応の方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第62条 条例第236条の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第226条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (4) 条例第233条第3項に規定する結果等の記録
- (5) 条例第237条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第237条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (7) 省令第192条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第3号に規定する書類

(設備の基準)

第63条 条例第242条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(事業の運営についての重要事項)

第64条 条例第245条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 条例第238条に規定する受託居室サービス事業者及び条例第243条に規定する受託居室サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

- (7) 施設の利用についての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第65条 条例第247条の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 条例第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 条例第246条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 条例第248条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第248条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 条例第248条において準用する条例第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 条例第248条において準用する条例第226条第5項に規定する身体的拘束等に係る記録
- (8) 条例第248条において準用する条例第233条第3項に規定する結果等の記録
- (9) 省令第192条の12において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (10) 介護保険法施行規則第64条第3号に規定する書類

第12章 福祉用具貸与

(設備又は器材の基準)

第66条 条例第252条第1項に規定する設備及び器材の基準は、次の各号に掲げる設備又は器材の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 福祉用具の保管のために必要な設備 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 清潔であること。
 - イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。
- (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 条例第250条に規定する指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第67条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与(条例第249条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うこと。
- (2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行うこと。
- (3) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続した指定福祉用具貸与が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じること。

(事業の運営についての重要事項)

第68条 条例第257条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項
(記録の整備)

第69条 条例第262条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 福祉用具貸与計画
- (2) 条例第263条において準用する条例第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第260条第4項に規定する結果等の記録
- (4) 条例第263条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第263条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (6) 省令第205条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第70条 第2条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。

2 第2条及び第66条から前条までの規定は、条例第264条に規定する基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。

第13章 特定福祉用具販売

(保険給付の申請に必要な書類等の記載事項)

第71条 条例第272条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定特定福祉用具販売事業所の名称
- (2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- (3) 領収書
- (4) 販売した特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要
(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第72条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売（条例第266条に規定する指定特定福祉用具販売をいう。以下同じ。）の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用法の指導を行うこと。
- (2) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

(記録の整備)

第73条 条例第275条第2項の規則で定める記録等は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) 条例第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第276条において準用する条例第27条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第276条において準用する条例第38条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 省令第216条において準用する省令第37条第2項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第74条 第2条及び第68条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第26項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分（条例附則第17項に規定するユニット部分をいう。以下この項において同じ。）の利用定員（条例第171条第6項第1号に規定する定員をいう。次号において同じ。）及びユニット部分以外の部分の利用定員（省令第121条第1項に規定する利用定員をいう。）（条例附則第18項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第73号）附則第6項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
- (4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（条例附則第18項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所が条例第148条の規定により省令第121条第2項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (7) 通常の送迎の実施地域
- (8) サービスの利用についての留意事項
- (9) 緊急時等における対応の方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

3 第38条の規定は、条例附則第17項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第168条」とあるのは「附則第29項において準用する条例第168条」と、同条第3号中「第155条第5項」とあるのは「第155条第5項及び第174条第7項」と読み替えるものとする。

4 条例附則第39項の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) ユニット部分（条例附則第31項に規定するユニット部分をいう。以下この項において同じ。）の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) 施設の利用についての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

5 第48条の規定は、条例附則第31項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条第2号、第4号及び第5号中「第204条」とあるのは、「附則第42項において準用する条例第204条」と、同条第3号中「第194条第5項」とあるのは「第194条第5項及び第209条第7項」と読み替えるものとする。